



平成 30 年 1 月 31 日

各 位

会社名 株式会社 Nuts
代表者名 代表取締役社長 森田 浩章
(コード : 7612)
問合せ先 総務部長 尾崎 孝
(TEL. 03-3568-5020)

前受金の返金及び業務委託契約の締結に関するお知らせ

当社は平成 29 年 9 月 1 日付「前受金の一部返金に関するお知らせ」(以下、「当該報告」といいます。)にてお知らせし、前受金として処理しておりました最低保証許諾料(以下、「当該許諾料」といいます。)について返金することとなり、別途、平成 30 年 2 月 1 日付で Y 社と業務委託契約を締結することを取締役会で本日決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 返金が生じた理由

当社は当該報告にてお知らせいたしましたとおり、X 社との協議の中で、X 社が有するコンテンツについて一部のアーティストについての使用許諾がおりなかったため、Y 社との間で締結した覚書(以下、「旧覚書」といいます。)を平成 29 年 8 月 31 日付で解除し、同日に旧覚書の使用許諾可能アーティストを変更して新たに覚書を締結(以下、「新覚書」といいます。)いたしました。

この新覚書では、旧覚書にて設定した使用アーティストの変更及び市場規模の見直し、諸規則の改定を勘案し、両社で協議を重ねた結果、最低保証許諾料を減額しております。それに伴い、当該報告にてお知らせいたしましたとおり、前受金の一部を Y 社へ返金しております。

当該許諾料については、新覚書にて変更した使用許諾可能アーティスト(以下、「当該アーティスト」といいます。)を使用し Y 社が遊技機を製作・販売を行うことで、当社は適切な勘定科目にて計上するものであります。

当社としましては、Y 社が遊技機の製作・販売を行うために Y 社との間で協議を重ねてまいりましたが、この度、Y 社との間で当該アーティストを使用しないことが決定したため、新覚書を解除し当該許諾料 10 億円を平成 30 年 1 月 31 日付で返金することとなりました。

2. 業務委託契約について

前述で記載したとおり、新覚書は解除いたしました。が、別途協議を進めていた優良コンテンツの提供に進捗があったため、この度、当該優良コンテンツの使用許諾契約の早期締結に向け、Y社との間で新たに業務委託契約（以下、「当該契約」といいます。）を平成30年2月1日付で締結することとなりました。

当該契約では、Y社が開発・製造する遊技機に関する著作権紹介業務及び著作権取得業務（使用許諾を取得するための権利保有者との交渉・媒介及びY社と権利保有者との間の使用許諾契約の締結事務）について当社が行い、当社が優良コンテンツをY社に提供することにより良い遊技機の開発・製造ができるものと考えております。

なお、当該契約の報酬として、Y社と著作権保有者との間で使用許諾契約が締結された場合には、10億円（上限）が当社に支払われます。また、使用許諾契約が早期に締結されない場合においても、保証金として、Y社より10億円が4月末日までに当社に支払われます。

保証金の会計処理については、預かり保証金または預り金等の負債の部に計上する予定ですが、監査法人と協議の上、適切な勘定科目に計上いたします。

3. 今後の見通し

当該返金及び業務委託契約の締結に係る当社への業績の影響については、現在精査中のため、判明次第速やかに開示いたします。

以上